

日本体育・スポーツ政策学会
第33回大会 プログラム・抄録集

オリンピックのインテグリティと不正防止

会期 : 2023年12月2日(土)及び12月3日(日)

会場 : 筑波大学東京キャンパス文京校舎

主催 : 日本体育・スポーツ政策学会

共催 : 筑波大学スポーツ政策リサーチグループ

筑波大学スポーツ政策学研究室

主管 : 日本体育・スポーツ政策学会第33回大会実行委員会

目次

日本体育・スポーツ政策学会第33回大会プログラム	4
筑波大学東京キャンパス文京校舎1階案内図	7
筑波大学東京キャンパス文京校舎アクセスマップ	8
一般研究発表者の演者の皆様へ	9
障害者等への合理的配慮について	10
【基調講演】 (119 講義室)	11
「オリンピックにおけるスポーツ界の汚職の理解と戦い」	
講演者	
Stefano Caneppele (ローザンヌ大学)	
Ioannis Konstantopoulos (ローザンヌ大学)	
司会 日下知明 (鹿屋体育大学)	
【シンポジウム】 (120 講義室)	13
「オリンピックのインテグリティと不正防止」	
司会・コーディネーター	
出雲輝彦 (東京成徳大学)	
シンポジスト	
石堂典秀 (中京大学)	
齋藤健司 (筑波大学)	
佐野慎輔 (尚美学園大学)	
【一般研究発表】	15
2023年12月2日(土)	
セッション I (119 講義室)	
座長：松畑尚子 (龍谷大学)	
1-1 発田志音 (東京大学)・日置和暉 (慶應義塾大学)	15
人工知能・アバター共生時代における公認テニス審判員の育成政策 環境等実態調査に基づく考察	
1-2 桶谷敏之 (日本スポーツ振興センター・国立スポーツ科学センター)	16
IPACSの形成過程とその取り組みについて スポーツ界の腐敗防止に向けたグローバルガバナンスの事例	

2023年12月3日(日)

【一般研究発表】

セッションⅡ(120講義室) 17

座長:平塚卓也(関西福祉大学)

2-1 関允淑(筑波大学) 17

韓国における学生選手の学習権保障制度の政策実施過程に関する研究

2-2 米村真悟(特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール)・横山勝彦(同志社大学) 18

スポーツの公共的価値を可視化するイギリスの政策評価制度の検討
— 我が国のスポーツ政策評価制度への示唆 —

【一般研究発表】

セッションⅢ(120講義室) 19

座長:高橋義雄(筑波大学)

3-1 植田俊(東海大学) 19

スポーツ観戦空間における「合理的配慮」を考える
— エスコンフィールドHOKKAIDOを事例として —

3-2 有吉忠一(同志社大学)・横山勝彦(同志社大学) 20

「第3期スポーツ基本計画」の政策ネットワークの構築
— 「熟議」を視点に —

3-3 楊紅梅(筑波大学大学院)・齋藤健司(筑波大学) 21

明治期における相撲団体の興行団体から民法法人への転換

日本体育・スポーツ政策学会第33回大会

プログラム

大会テーマ

オリンピックのインテグリティと不正防止

趣旨

東京オリンピックを巡っては、汚職、談合などの様々な不正問題が発覚している。この問題は、オリンピックやスポーツの価値を大きく毀損する重大な問題であり、学会としても看過することができないものである。これまでも、オリンピックや大規模なスポーツイベントを巡っては不正を防止し、スポーツのインテグリティを確保するための取り組みや政策が検討されているが、もはやスポーツ団体や組織の内部統制による問題を解決することが困難となっているとも考えられる。オリンピック等の巨大なスポーツイベントの招致や開催について、スポーツの価値や理念を確認し、公共政策としてどのように問題を解決するべきかを検討するべきであると考え。また、不正や汚職を防止し、オリンピックやスポーツの価値、インテグリティをどのようにしたら守っていけるのか、国際的な動向、倫理やインテグリティ、汚職防止対策、組織委員会のガバナンスなどについて議論し、問題の解決や今後の施策の方向性について考える。

1. 会 期： 2023年12月2日（土）～ 2023年12月3日（日）

2. 会 場： 筑波大学東京キャンパス文京校舎

(住所) 〒112-0012 東京都文京区大塚2-29-1

(アクセス) 丸ノ内線「茗荷谷駅」下車徒歩5分

<https://www.tsukuba.ac.jp/access/tokyo-access/index.html>

3. 主 催： 日本体育・スポーツ政策学会

4. 共 催： 筑波大学「スポーツ政策」リサーチグループ

5. 主 管： 日本体育・スポーツ政策学会第33回学会大会実行委員会

6. 日 程：

<大会1日目：12月2日（土）> ※本学会は対面で行います。

11:30 - 12:30 理事会 (4階432会議室)

12:30 - 受付開始 (1階廊下)

12:45 - 13:30 総会 (1階119講義室)

13:45 - 14:30 一般研究発表 セッションI (1階119講義室)

※各20分(発表15分+質疑応答)

座長：松畑尚子(龍谷大学)

1-1 (13:45 - 14:05)

○発田志音(東京大学)・日置和暉(慶應義塾大学)

人工知能・アバター共生時代における公認テニス審判員の育成政策
環境等実態調査に基づく考察

1-2 (14:10 - 14:30)

○桶谷敏之 (日本スポーツ振興センター・国立スポーツ科学センター)

IPACS の形成過程とその取り組みについて

スポーツ界の腐敗防止に向けたグローバルガバナンスの事例

14:45 - 15:45 基調講演 (1階119講義室)

「オリンピックのインテグリティと不正防止政策」

・講演者：Stefano Caneppele 教授 (ローザンヌ大学 法・刑事司法・行政学部)
(Faculty of Law, Criminal Justice and Public Administration)

Ioannis Konstantopoulos (ローザンヌ大学)

(講演は、英語で行い、翻訳した講演録画を放送した後、質疑応答をオンラインで行う。)

・司会 日下知明 (鹿屋体育大学)

16:00 - 18:30 シンポジウム (1階120講義室)

「オリンピックのインテグリティと不正防止」

・司会・コーディネーター

出雲輝彦 (東京成徳大学)

・シンポジスト

石堂典秀 (中京大学)

齋藤健司 (筑波大学)

佐野慎輔 (尚美学園大学)

19:00 - 20:00 情報交換会 (萬豊園)

場所: 東京都文京区小日向 4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷ビル B1F

電話: 03-6304-1125

<大会2日目: 12月3日(日)>

9:00 受付開始

9:30 - 10:15 一般研究発表 セッションII (1階120講義室)

※各20分(発表15分+質疑応答)

座長: 平塚卓也 (関西福祉大学)

2-1 (9:30 - 9:50)

○関允淑 (筑波大学)

韓国における学生選手の学習権保障制度の政策実施過程に関する研究

2-2 (9:55 - 10:15)

○米村真悟 (特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール)・横山勝彦 (同志社大学)

スポーツの公共的価値を可視化するイギリスの政策評価制度の検討

—我が国のスポーツ政策評価制度への示唆—

10:25 - 11:35 一般研究発表 セッションⅢ (1階120講義室)

座長：高橋義雄 (筑波大学)

3-1 (10:25 - 10:45)

○植田俊 (東海大学)

スポーツ観戦空間における「合理的配慮」を考える
—エスコンフィールド HOKKAIDO を事例として—

3-2 (10:50 - 11:10)

○有吉忠一 (同志社大学)・横山勝彦 (同志社大学)

「第3期スポーツ基本計画」の政策ネットワークの構築
—「熟議」を視点に—

3-3 (11:15 - 11:35)

○楊紅梅 (筑波大学大学院)・齋藤健司 (筑波大学)

明治期における相撲団体の興行団体から民法法人への転換

7. 参加費：

一般会員5,000円、学生会員1,000円、会員外5,000円、会員外院生1,000円

※学部生は、学生証を提示し確認された場合は無料となります。

情報交換会参加費(12月2日19:00より) 3,000円

8. お問い合わせ：

日本体育・スポーツ政策学会第33回学会大会実行委員会事務局

Email : sportpolicy.33th@gmail.com

日本体育・スポーツ政策学会第33回学会大会実行委員会

委員長	齋藤健司 (筑波大学)
会場	高橋義雄 (筑波大学)
総務・情報交換会	成瀬和弥 (筑波大学)
基調講演	日下知明 (鹿屋体育大学)
シンポジウム	関允淑 (筑波大学)
事務局・プログラム	南方隆太 (山梨学院大学)
会場・受付	陳奕璋, 楊紅梅, HYUN YEJUNG, 齋藤富廣、于政弘 (筑波大学大学院)

日本体育・スポーツ政策学会事務局

〒520-0503 滋賀県大津市北比良 1204 番地
びわこ成蹊スポーツ大学 黒澤寛己研究室内
事務局長 黒澤寛己 (びわこ成蹊スポーツ大学)
事務局次長 松畑尚子 (龍谷大学) (大会実行委員会)
会計 木藤友規 (順天堂大学) (大会実行委員会)

筑波大学東京キャンパス文京校舎1階 案内図

12月2日(土) 総会、一般研究発表セッションⅠ及び基調講演は、119 講義室で行います。
シンポジウムは、120 講義室で行います。

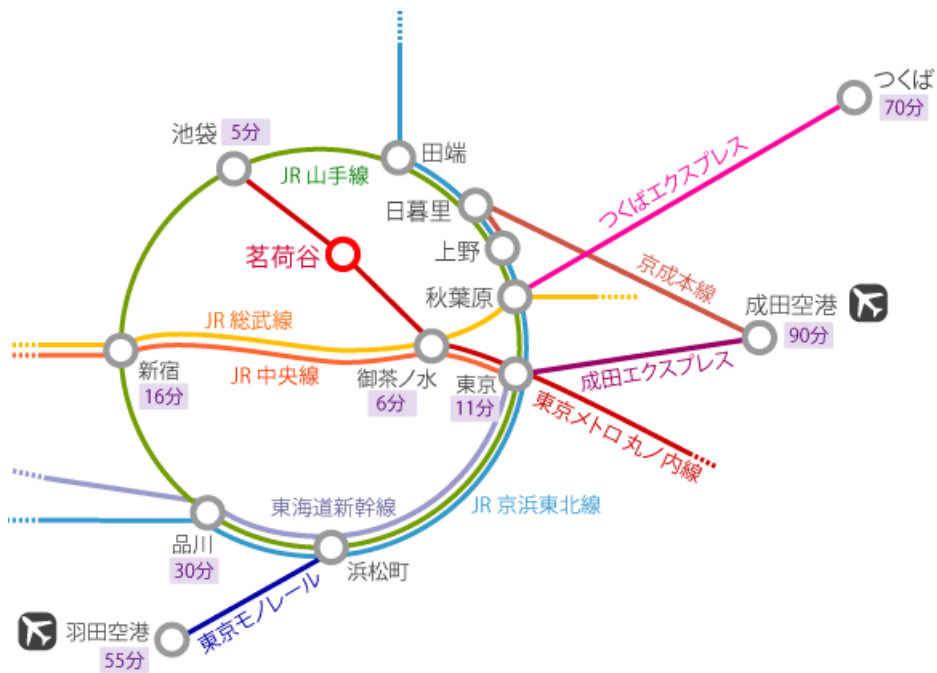
12月3日(日) 一般研究発表セッションⅡ及びセッションⅢは、120 講義室で行います。



筑波大学東京キャンパス文京校舎アクセスマップ



丸ノ内線茗荷谷（みょうがだに）駅下車「出口1」徒歩5分程度



出典: <https://www.tsukuba.ac.jp/access/tokyo-access/index.html>

一般発表者の演者の皆さまへ

1. 1題当たりの割当時間は20分（発表15分＋質疑応答）とし、13分で1鈴、15分で2鈴、19分で3鈴を鳴らしますので時間を厳守してください。質疑応答時間をより長く確保したい場合には、発表時間を短縮することで調整してください。
2. 資料を配布する場合は、発表するセッション開始時刻の20分以上前に発表会場入口付近の机の上に60部を目安に置いてください。
3. パワーポイントを使用して発表する場合は、原則として大会事務局が発表会場に設置するコンピュータをご利用ください。ただし、外部ディスプレイ出力（HDMI接続端子があること）が可能な場合には、演者自身のコンピュータで発表いただけます。
4. 1日目（12月2日）の演者は当日12時30分までに、2日目（12月3日）の演者は当日9時00分までに発表会場のコンピュータにUSBメモリでデータを保存し、動作確認をしてください。演者自身のコンピュータで発表する場合も動作確認をしてください。
5. レーザーポインタをご使用になられる場合は、各自でご準備ください。
6. 発表時のパワーポイントの操作は、演者自身で行ってください。ただし、トラブルが生じた場合には大会事務局員が可能な限りサポートします。
7. 当日の発表は、対面で行います。
8. 当日に体調不良または新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触等の理由により来場できない場合には、発表当日の朝8時までに大会事務局へご連絡ください。
連絡先：sportpolicy.33th@gmail.com

障害者等への合理的配慮について

本大会は対面で開催形式で開催されますが、会場へのアクセス、会場内での移動、講演・シンポジウム等での聴講などにおいて不便・不利益を被ることがないように、可能な限りの配慮を行います。

以下は、本大会における障害者等への合理的配慮の手順、内容等です。

1. 障害者等への合理的配慮の手順

- ①本大会への参加を希望する者（会員、会員外）で、何らかの合理的配慮を希望する場合は、事前（11月29日（水）午後5時まで）に大会実行委員会に申出てください。
- ②大会実行委員会は、申出の内容を検討し、対応策を検討します。
- ③大会実行委員会は、検討結果を申請者に伝え、対応策の調整を図ります。
- ④大会実行委員会は、確定した対応策に基づき準備を進めます。
- ⑤当日は担当者を指定し、対応に関する窓口を設定します。
- ⑥大会終了後、今回の対応についての満足度調査をします。

2. 障害者等への合理的配慮の内容等

- ①最寄り駅「茗荷谷駅」から会場まで → 点字ブロック○
- ②会場（筑波大学東京キャンパス文京校舎構内） → バリアフリー○、点字ブロック○、多目的トイレ○
- ③聴覚障害者への対応 → スライド、資料の配布
- ④車椅子、歩行困難者への対応 → スタッフ・アテンド
- ⑤資料等の配布 → スタッフ・アテンド

<問合せ先及び合理的配慮の申出先>

日本体育・スポーツ政策学会第33回大会 実行委員会

委員長 齋藤健司（筑波大学） saito.kenji_fw@u.tsukuba.ac.jp

【基調講演】

オリンピックにおけるスポーツ界の汚職の理解と戦い

Understanding and Combating Corruption in Sport at the Olympics

講演者

Stefano Caneppele (University of Lausanne)

Ioannis Konstantopoulos (University of Lausanne)

司会

日下知明 (鹿屋体育大学)

Abstract:

This presentation dives into the world of sports corruption, shedding light on its various forms. It introduces a project supported by the Council of Europe aimed at tracking alleged cases of corruption, emphasizing the need for ongoing vigilance in addressing this issue.

The speech also shares real-life stories of corruption in Olympic Games, from Salt Lake City 2002 to the upcoming Paris 2024 Games, offering concrete examples of corruption's presence in high-profile sporting events.

Additionally, it explores the actions taken to fight corruption in sports, considering both current efforts and potential future strategies. The presentation aims to contribute to the ongoing conversation about tackling corruption from the sports world.

Finally, it introduces the "Sport for the Future" project, envisioning a future where mega events prioritize sustainability and integrity. This project represents a contribution towards aligning sports with broader societal values, shaping a future where ethics and sustainability define major sporting events.

抄録日本語訳:

プレゼンテーションではスポーツの汚職に関する世界を探り、その多様な形態を解明する。プレゼンテーションは汚職を疑われるケースを追跡することを目指した欧州評議会 (Council of Europe) から支援されるプロジェクトであり、このイシューに取り組むために継続的な警戒が必要であることを強調するものである。

講演はまた、2002年ソルトレイクシティ大会から近く行われる2024年パリ大会までのオリンピック競技大会における汚職に関する実在のストーリーを共有し、注目を集めるスポーツイベントにおける汚職の存在の具体的な例を提示する。

加えて、講演はスポーツにおける汚職と闘うためにとられている行動を探求し、現在の努力と将来的な戦略の可能性の両方について考察する。プレゼンテーションは、スポーツ界から汚職に対して取り組むという進行中の談話に対して貢献することを目指している。

最後に、講演は「未来のためのスポーツ (Sport for the Future)」プロジェクトについて紹介し、メガイベントが持続可能性及びインテグリティを優先する未来を構想する。このプロジェクトはスポーツをより広範な社会的価値と結びつけることに向けた貢献を意味し、倫理及び持続可能性が主要なスポーツイベントを定義する未来を形作るものである。

Biography of authors

Stefano Caneppele

Stefano Caneppele (PhD) is a Full Professor in Criminology and Deputy Director of the School of Criminal Justice at the University of Lausanne (Faculty of Law, Criminal Justice and Public Administration), where he teaches criminological courses including Sport and deviance, Analysis of Economic and Organized Crime, Cybercrime & Terrorism. He is also member of the board of the UNIL CAS in Regulation of Global Sport. Since October 2022, he is part of the Management Committee of the Cost Action CA21133 - Globalization, Illicit Trade, Sustainability and Security (GLITSS). Previously he was an Associate Professor at the Faculty of Political and Social Sciences, Università Cattolica del Sacro Cuore of Milan. He also worked at Transcrime - Joint Research Centre on Innovation and Crime - on several international and national research projects (www.transcrime.it) (2002-2015).

Ioannis Konstantopoulos

Ioannis Konstantopoulos is the CEO of The Sports Footprint, a sustainability consultancy focusing on the world of sports while engaging fans, organizations, and key stakeholders. He is a holder of a Master of Sports Administration and he is a member of the Sports Ecology Group, a community of top researchers in sport and sustainability. Ioannis has been working with clients, including but not limited to the Navarino Challenge, Hellenic Football Federation, AEK FC, Olympic Sports Complex of Athens, Pledgeball, Kazakhian Tae Kwon Do Federation, and the Hellenic Basketball Federation. He has also developed several educational courses in sport and sustainability for the Football Business Academy, the International Olympic Academy, the Athens University of Economics and Business, and the European Association for Sport Management (EASM). Ioannis is an upcoming PhD candidate for the University of Lausanne (UNIL).

* 講演は、英語で行い、翻訳した講演録画を放送した後、質疑応答をオンラインで行います。

【シンポジウム】

テーマ 「オリンピックのインテグリティと不正防止」

司会・コーディネーター

- ・ 出雲輝彦氏（東京成徳大学） 「オリンピックのインテグリティと不正防止についての問題提起」

シンポジスト及びタイトル

- ・ 石堂 典秀 氏（中京大学） 「IOC を中心としたオリンピックの不正防止対策について」
- ・ 齋藤 健司 氏（筑波大学） 「オリンピック不正防止対策のための法律による外部統制
一日仏の関連法の比較を中心に」
- ・ 佐野 慎輔 氏（尚美学園大学） 「なぜ東京 2020 大会の不祥事は起きたのか？」

□ 出雲輝彦(いずも てるひこ)氏 問題提起及びプロフィール

東京 2020 大会の不正・不適切問題について振り返り、オリンピックのインテグリティと不正防止について問題提起する。

所属 東京成徳大学 応用心理学部 健康・スポーツ心理学科 教授

経歴 YMCA 海洋科学専門学校(非)、埼玉女子短期大学(非)、杉並区スポーツ振興財団体育専門調査員等を経て現職

日本体育・スポーツ政策学会理事長

関連する代表的な著書・業績

出雲輝彦「競技力向上政策の動向と課題」体育の科学 72 巻 6 号 (2022)

出雲輝彦「(第 7 章) 競技スポーツ政策」成瀬・真山編『地方におけるスポーツ価値実現の実像』(2023)

□ 石堂 典秀(いしどう のりひで)氏 講演内容及びプロフィール

2002 年ソルトレークシティ冬季五輪の招致過程で、複数の IOC 委員が賄賂を受けたことが発覚した。これを契機に、IOC は、倫理規程や倫理委員会を整備してきた。多くの IF の規程が IOC 倫理規程に基づいた倫理規程を整備している。これは、IOC が 2009 年に「オリンピックムーブメントにおけるグッドガバナンスの普遍的基本原則」を定め、加盟団体に対して同原則の採用を求めている。同原則の中では、スポーツ団体に対して、IOC の倫理規程に従い、倫理原則や規則を採用することを求めている。具体的には、倫理委員会の設置、腐敗防止・利益相反ポリシーの作成、契約や調達契約の適切な管理ポリシーの作成、競技の不正操作、セーフガーディングへの取り組み、通報窓口の設置等が求められている。腐敗防止に向けた IOC や IF の取り組みを紹介しながら、わが国の競技団体が不正防止に向け取り組むべき課題等について議論したいと考えている。

所属 中京大学 スポーツ科学部 教授

経歴 東京農業大学講師、香川大学法科大学院教授、中京大学法科大学院教授を経て現職

日本スポーツ法学会理事、日本体育・スポーツ政策学会理事

公益財団法人一般社団法人日本ボクシング連盟コンプライアンス委員会委員長

一般社団法人パラ卓球協会理事、日本スポーツ法支援・研究センター監事他

関連する代表的な著書・業績

石堂、山田、桂他編著『東京 2020 オリンピック・パラリンピックを巡る法的課題』成文堂、2023

石堂典秀「スポーツ団体における通報窓口制度の運用状況について」日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告書『体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究』(2023)

石堂典秀「体罰・虐待防止の制度構築の現状と課題」体育・スポーツ政策研究 31 号 (2022)

石堂典秀「スポーツと人権」体育の科学 72 巻 2 号 (2022)

石堂典秀「パブリックフォーラムとしてのオリンピック」中京ロイヤー 34 号 (2021)

石堂典秀「IOC の法的地位」石堂、大友、木村、來田編『知の饗宴としてのオリンピック』エイデル研究

所、2016

Norihide Ishido, A New Trend towards Human Right Protection in Sport Mega Events, Book of Abstracts
10th International Sport Business Symposium, Johannes Gutenberg-University Mainz, 2021.

□ 齋藤 健司(さいとう けんじ)氏 講演内容及びプロフィール

日本においては、オリンピック等の不正防止のために、スポーツ団体ガバナンスコードをベースに、大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針が策定されるなど、対策が検討されている。しかしながら、これらの対策は組織委員会の自主的な内部統制を中心に検討されたものである。しかしながら、オリンピック等における不正を防止するためには、内部統制だけでなく、法律に基づき外部からの統制や監視を行うことを検討する必要がある。本報告では、特にフランスの2024パリ・オリンピックに定める外部統制による不正防止対策に関する法制度を参考に、日本への関係する法制度の導入の可能性について検討する。

所属 筑波大学 体育系 教授

経歴 慶應義塾大学助手、神戸大学助教授等を経て現職

日本体育・スポーツ・健康学会理事、体育・スポーツ政策専門領域代表

日本スポーツ法学会前会長、日本体育・スポーツ政策学会前理事長

関連する代表的な著書・業績

齋藤健司『フランススポーツ基本法の形成』成文堂、2007

□ 佐野 慎輔(さの しんすけ)氏 講演内容及びプロフィール

つい先日も馳浩石川県知事が講演で内閣機密費を使って IOC 委員約 100 人に対しアルバムを贈呈したことを発言。その後、内容を取り消したものの、東京 2020 大会招致への不信感を増幅させた。一方、2022 年夏に発覚した元電通専務であった組織委員会元理事を中核とする贈収賄事件、広告代理店をめぐる談合事件は現在公判が進む。事件の背景には何があるのか、個人の資質の問題か、組織のガバナンス、コンプライアンスの問題はどうなっているのか、日本の商習慣に起因しているのか。しかし 2024 年パリ大会でも同様の疑惑が起きている。時限組織のもつ特殊性が関わっているのか。「ぼったくり男爵」率いる国際オリンピック委員会のありよう、東京 2020 大会不祥事の影響を被った形の札幌市の 2030 年冬季オリンピック招致についても触れながら、この問題を考えてみたい。

所属 尚美学園大学スポーツマネジメント学部教授／産経新聞客員論説委員／笹川スポーツ財団理事

経歴 報知新聞社を経て産経新聞社 編集局次長兼運動部長、取締役サンケイスポーツ代表、特別記者兼論説委員等を経て 2019 年退社

オリンピック取材 5 回、東京 2020 大会組織委員会メディア委員、文部科学省オリンピック・パラリンピック教育有識者会議委員等を歴任

早稲田大学非常勤講師、日本アンチドーピング機構評議員、

日本スポーツフェアネス推進機構体制審議委員他

関連する代表的な著書・業績

佐野慎輔『西武ライオンズ創世記』ベースボールマガジン社、2022

佐野慎輔 「はじめに：「All About Baseball」～思いのままに野球を語ろう」、「5. 野球を「みる」「みせる」発想はどこに萌芽があるのか - その序として、「傍流”平岡熙を再評価する - 」早稲田スポーツナレッジ研究会編『オールアバウト・ベースボール』創文企画、2023

佐野慎輔 「第 1 章. スポーツ政策 これまでの 10 年、これからの 10 年」遠藤、佐野、「おわりに—いまこそスポーツ界が変わる機会に」日本スポーツ政策推進機構編『地域スポーツ政策を問う』ベースボールマガジン社、2023

佐野慎輔 「2 章に関する解説と後書」「3 章に関する解説と後書」「4 章に関する解説と後書」日本スポーツ政策推進機構編『スポーツが時代の壁を破る スポーツフロンティアからの政策提言』ベースボールマガジン社、2023

人工知能・アバター共生時代における公認テニス審判員の育成政策 環境等実態調査に基づく考察

○ 発田志音（東京大学） 日置和暉（慶應義塾大学）

キーワード：テニス，審判員，参加動機，満足度，育成政策

1. 背景と目的

テニスにおいて，全国的・国際的な競技会の運営場面で必要不可欠なのは，公認審判員の存在である．日本におけるテニス審判員の資格認定制度は，公益財団法人日本テニス協会（以下，JTA）が運営している．国内外のテニス競技公式戦において主審あるいは線審などとして審判を行うためには，まずJTAのC級公認審判員資格を取得する必要がある．そして，経験や実績に応じて，所定の試験を経てB級・A級あるいは国際審判員（国際審判員は国際競技連盟が統括）に昇格する．

しかし，我が国では長年にわたり，テニス公認審判員の若手人材不足が問題となっていた．その中で，東京2020大会の線審は原則として開催国である我が国から派遣することとなっていたため，同大会前の2年間は，JTAによる線審体験会が東京・大阪など全国各地で10回以上にわたり開催されたほか，審判資格認定試験も若手審判員が参加しやすいような形態で地方都市を含め複数回開催されるなど，若手審判員育成事業が展開された．同大会後の2年間も，若手審判員の増加を図るため，審判員のトレーニングや資格登録，大会エントリーなどを総合的に管理する審判員ポータルサイトの整備などの育成政策が実際に実行に移された．

そこで，本報告では日本のテニス審判員の参加動機と満足度尺度（以下、MSI-TO尺度）についての2017年調査および2020年調査の比較検討結果を中心に，我が国の2017年から2023年にかけての審判育成政策の成果を概観する．また，2023年に男子プロテニス協会（ATP）は2025年以降の全ツアー大会において線審を人工知能に置き換えると発表したことから，今後の審判員の活動形態は大きく変化することが予測される．こうした科学技術による状況の変動が激しい時代において，改めて，人の審判員をいかに育成するかが問題となっており，本報告では今後の審判育成政策のあり方についても検討する．

2. 結果と考察

MSI-TO尺度についての2017年調査と2020年調査を比較した結果，参加動機は，「大きな大会（楽天OP，東京2020など）を支える一員になりたいから」の平均が2017年は2.76だったのに対し，2020年は2.92になり，0.16向上した．これは，東京2020大会に向けた審判育成がもたらした結果であると推察される．一方，多くの参加動機・満足度の項目で2017年調査と比較して2020年調査で若干の低下が見受けられたが，これは若手審判員の増加傾向によるベテラン審判員の相対的な割合低下が影響しているものと考えている．実際にその後，2022年において審判員登録者総数は過去5年間で最多を記録した．これは，東京2020大会に向けて育成した若手審判員が，その後においても活動を維持したことを示唆するものである．

以上より，東京2020大会前の2年間，JTAによって実施された線審体験会や，審判資格認定試験の実施を中心とした若手審判員育成事業は，若手審判員の増加に一定の効果があったものと推察される．

今後の展望として，同大会後の2年間で実施された審判員ポータルサイトの整備などの育成政策の効果を検証した上で，2025年の線審人工知能化による育成政策への影響につき検討する点が挙げられる．

3. 付記

本研究は，JST ムーンショット型研究開発事業，JPMJMS2215 の支援を受けたものである．

IPACS の形成過程とその取組について

スポーツ界の腐敗防止に向けたグローバルガバナンスの事例

○桶谷敏之（独立行政法人日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター）

キーワード：腐敗防止、官民連携、国際連携

1. 目的

スポーツは、公正・公平な競技環境が保たれることがその成立において大前提とされている。そして公正・公平は、スポーツ組織の運営においても同様に求められており、仮に競技運営自体が公正・公平であっても、組織運営において不祥事があった場合、スポーツに対する社会的信頼が毀損される事態が過去より何度も繰り返されている。このような事態に対応するため、スポーツ界は各国政府や国際機関等と共に、官民の国際連携を進めてきた。

本研究では、スポーツ界の腐敗防止に向けた官民連携国際パートナーシップである、IPACS（International Partnership against Corruption in Sport）を題材とし、その形成過程及び取組を整理するとともに、今後の展開可能性について考察する。

2. 方法

本研究では、IPACS、国際オリンピック委員会（IOC）、経済開発協力機構（OECD）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、欧州評議会、G20、国連総会のホームページ掲載情報等の公開情報をもとに、2016年から2023年までのIPACS及び関係機関の活動を時系列で整理することを通して、IPACSの形成過程を明らかにする。

3. 結果

IPACSは、「スポーツにおける腐敗のリスクを低減し、グッドガバナンスの文化を推進する取組を強化、支援するため、国際スポーツ団体、各国政府、国際機関及び関連の利害関係者を集めること」を目的としている国際パートナーシップである。その形成過程については、以下の3期に分けて整理される。

（1）発足期（2016年～2017年）

2016年5月に英国政府が開催した腐敗防止サミットにおいて、IOCに対してスポーツ界の腐敗防止に向けた枠組みを構築することが提言された。IOCはこれを受け、2017年2月にIPACSの発足を表明し、OECD、UNODC、欧州評議会、英国政府をコアメンバーとして活動を開始した。

（2）形成期（2018年～2020年）

大規模国際大会関連施設の調達業務における腐敗防止、国際大会開催地選定時の利益相反管理、腐敗リスク低減のためのスポーツ団体ガバナンス規準をテーマとした3つのタスクフォース（TF）が設置。コアメンバーだけでなく、国際競技連盟、各国政府、国際機関、研究者等がTFに参加し、ガイドラインが作成・公表された。また、法執行機関とスポーツ団体の連携強化をテーマとした4番目のTFが設置され、各国の腐敗防止関連法等整備状況の調査が進められるとともに、UNODCのネットワーク活用等が模索された。

（3）発展期（2021年～）

IPACS運営ガイドラインが整備され、参加資格や意思決定の仕組みが明確化された。IPACS参加国・団体の働きかけにより、G20関係文書でスポーツの腐敗防止が取り上げられるとともに、2022年12月の国連総会決議等においてIPACSの活動が公式に言及された。

4. 考察

実効性の観点から、IPACSで作成されたガイドライン等は、今後のオリンピック大会組織委員会や、国際スポーツ統括団体等の協力の下、スポーツ界側での運用（トライアル）が進められている。

各国政府側での運用は実行の途上にあるが、G20や欧州評議会大臣会合への働きかけが進められている。また、運営ガイドラインにおいてIPACS参加国は国連腐敗防止条約締約国に限ると明記されていることを踏まえると、今後、同条約の枠組みを通じた取組が進められる可能性が考えられる。

韓国における学生選手の学習権保障制度の 政策実施過程に関する研究

○関 允淑(筑波大学 体育系)

キーワード：学校体育・スポーツ政策 学生選手 学習権保障制度 政策実施過程

1. 研究の動機

韓国は、1960年代から学生選手の授業不参加や学力低下に関する問題が指摘されてきたが、2000年初期から続いた学生選手に関する事件が、学生選手の学習権と人権に関する社会的な問題関心を集めることとなり、それらの問題・課題を改善するために学習権保障制度の策定が議論され、2011年12月30日に「学校体育振興法」が制定された。学生選手の学習権保障制度は、合宿訓練の根絶努力に関連する事業、最低学力制に関連する事業、授業参加に関連する事業、全国競技大会の参加回数制限に関連する事業、体育特技者の進学に関連する事業、週末リーグに関連する事業などから構成された。また、2010年5月4日に行政は全国計画として「学生選手の学習権保障制度」を発表し、学生選手の学習権保障制度を実施していたが、学校体育振興法の制定後も同法を根拠法として全国計画の事業内容や方針を修正する形で事業を継続し、学生選手の学習権保障制度を実施した。しかし、制度の実施後、卓球の国家代表選手に選ばれた学生選手が自由に大会に出場したいと主張し、学校を辞めて実業チームに所属し、放送通信学校に通いながら高校を卒業する予定であるとする報道や、さらに同種目の学生選手10名も学校を辞め放送通信学校に転校したとする報道などがあり、現場からはこの制度の実施に関する不満や実効性の欠如などの問題が指摘されている。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、2012年から法制事業として実施されるようになった学生選手の学習権保障制度の実施過程を明らかにし、制度の実施の課題を検討することを研究の目的とした。

3. 研究の課題

2012年から法制事業として実施された学生選手の学習権保障制度の実施状況について分析し、同制度の実施過程における問題・課題について検討するために、第1に、学生選手の学習権保障制度において中核となる合宿訓練の根絶努力に関連する事業、最低学力制に関連する事業、授業参加に関連する事業、全国競技大会の参加回数制限に関連する事業を分析の対象とした。第2に、韓国の教育部が、学校体育振興法の制定以後に策定した2012年から2022年までの学校体育・スポーツに関する業務計画の内容の変化について分析し、事業の変化の内容や実態について分析した。第3に、関連論文や新聞などを資料として、当該制度に関する関係者の見解を抽出し、学生選手の学習権保障制度の実施の現状と問題・課題について分析した。

4. 結果及び考察

第1に、学校体育振興法の制定後は、同法の基本方針より、その後の事業内容が厳しく規定されていることが明らかとなった。合宿訓練の根絶努力に関連する事業は、法律では「学期中の常時合宿訓練が根絶できるように努めなければならない」と定めていたが、2015年の業務計画では「根絶努力」、2016年は「根絶」、2022年は「禁止」と段階的に厳しく規定され、根拠規定において合意されていた根絶努力よりも強行規定である「禁止」という方針が示された。第2に、頻繁に事業内容が変更されていることが明らかとなった。全国競技大会の参加回数制限に関連する事業では、学校長が大会出場を許可できる日数が2020年から2022年まで毎年修正され、現場で混乱を招く原因となった。第3に、最低学力制に関連する事業を実施する主体の権限が分散して多様に規定された。2012年には学校長が学生選手の成績を確認し承認することが定められていたが、2016年には競技団体が学校長による成績確認書の提出の有無を確認し、大会出場を許可することが定められ、2018年には地域教育庁が最低学力基準に至っていない学生や学校を管理・監督することが定められ、事業を実施する主要な主体やその役割が何度も変更された。このように、韓国における学生選手の学習権保障制度の政策実施過程は、政策決定が修正され、政策実施過程において多くの問題が生じた。

スポーツの公共的価値を可視化するイギリスの政策評価制度の検討

—我が国のスポーツ政策評価制度への示唆—

米村真悟（放課後 NPO アフタースクール）、横山勝彦（同志社大学）

キーワード：EBPM, The Green Book, インパクト評価, SROI,

1. 目的

本研究は、スポーツの公共的価値を可視化するイギリスの政策評価制度の分析を通じ、我が国のスポーツ政策評価制度について検討するものである。

昨今、我が国でも様々な社会課題解決にスポーツへの期待が寄せられているものの、現行のスポーツ政策においては、その成果を評価し、次の政策立案に活かす評価制度の運用が脆弱である。そこで、あらゆる公共主体が斟酌すべき評価ガイドラインとして財務省が発行する The Green Book に基づいて行われるイギリスの政策評価制度に着目し考察する。

2. 方法

研究方法は、イギリスの The Green Book の分析・検討、それに基づくイギリスのスポーツ政策評価制度の実態把握、我が国の評価制度との比較考察である。

3. 結果

分析からは、イギリスのスポーツ政策の特徴として、以下の三点があげられる。一つ目は、イギリスでは、The Green Book の他に、より詳細な事後評価の手法が記載された Magenta Book など 6 つのガイドラインに基づく政策評価制度の形成が見られる。そこでは、インパクト評価に基づく多様な評価技術が、政策評価の場面で活用されている。

二つ目は、実証事業によるエビデンスの獲得である。イギリスでは、「social good」を生み出すスポーツへの投資を重視する政策的転換を受け、2013 年から 2014 年におけるイングランドでのスポーツ参加がもたらす SROI（社会的投資収益率）の試算が行なわれている。その結果、235 億ポンドの支出に対して 448 億ポンドの投資対効果があることが提示された (Davies, 2016)。この実証実験によるエビデンスの獲得が、スポーツ政策の施策目標策定においては、EBPM に基づく政策立案の実現として寄与している。

三つ目は、多様な評価機関によるエコシステムの形成である。前述の SROI の試算は、DCMS、Sport England、Arts Council England によって構築された Culture and Sport Evidence プログラムとして実行されており、その評価には、Sport Industry Research Centre が関与する。また、政策担当者や実務家の意思決定に欠落するエビデンスを明らかにしていく役割をもつ機関 What Works Centre がエビデンスの供給に寄与している。このように、イギリスでは、あらゆる公共サービスに関わる主体に対し、研究機関・大学機関などの多様な評価機関によるエビデンスの供給というエコシステムの形成がなされている。

4. 考察

以上から、我が国のスポーツ政策評価制度への示唆として、以下の三点があげられる。

一つ目は、スポーツに関する評価ガイドラインの作成である。イギリスでは、SROI 評価やランダム化比較実験など、EBPM に基づく多様な評価技術の活用が政策評価の場面で実装されているのに比し、我が国の事後評価は、費用対効果分析や費用便益分析への偏重がある。

二つ目は、実証事業によるエビデンスの獲得である。イギリスの政策目標のエビデンスとして、SROI の算出が試みられたように、社会課題解決を試みるスポーツの実証事業を通じて、エビデンスを蓄積していく必要がある。

三つ目は、多様な政策アクターとの連携である。我が国においても、内閣府や多様な民間組織、大学研究機関、シンクタンク等によるインパクト評価の実践が試行されている。今後、評価ガイドラインの作成や実証事業による政策評価の実装には、これらの評価主体と連携した政策ネットワークの構築が必要となる。

スポーツ観戦空間における「合理的配慮」を考える

—エスコンフィールド HOKKAIDO を事例として—

○植田 俊(東海大学)

キーワード：非視覚的スポーツ観戦、エクスカッション、双方向的な対話、合理的配慮とポジティブ・アクション

1. 研究目的

本研究の目的は、スポーツ観戦空間における「合理的配慮」について、視覚障害者と支援者の関係から考えることである。「合理的配慮」とは、2013年6月に成立した「障害者差別解消法」及びそれに伴って改正された「障害者雇用促進法」に基づいて導入された新しい考え方で、1 個々の場面における障害者個人のニーズに応じて、2 過重負担を伴わない範囲で、3 社会的障壁を除去する措置のことを指す(川島・星加、2016、p.2)。1)本制度が、令和6年4月1日からは行政機関等や事業者(事業主)にも義務化されたこと、また第3期スポーツ基本計画において「誰もが『する』『みる』『ささえる』スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と『ともに』スポーツを楽しめる環境を構築する」という目標が謳われているが、2)スポーツを「する」ことを愛好する障害者の割合に比してスポーツを「みる」ことを愛好する障害者の割合は未だ低値にとどまっており、中でも「みる」ことにハンディキャップをかかえる視覚障害者が最も低い割合であること(東京都生活文化スポーツ局、2023)、これらの点を踏まえて本研究は視覚障害者がスポーツを「みる」ことを楽しむために必要となる「合理的配慮」とは何かを解明・検討することを目的とした。(参考文献は口頭発表時に明示します)

2. 対象と方法

本研究では、日本で建設された最も新しいスポーツ観戦空間の一つである、「エスコンフィールド HOKKAIDO」(2023年1月竣工)を事例として取り上げた。視覚障害者6名(先天全盲:4名、中途全盲1名、中途弱視1名)にご協力いただき、リーグ戦開催・非開催両日に現地踏査および試合観戦を行い、その過程で感じたこと・気づいたことを聞き取って記録していくエクスカッション型のフィールドワーク調査を実施した。調査期間は2023年4月から10月であり、東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得た。

3. 調査結果と考察

調査を経て明らかとなったのは、まず空間の設計については、1 試合を「みる」以外にも楽しむことが企図されており、そのため2 来場者が回遊しやすいように歩行路幅は広く天井も高く障害物も少なくなるようデザインされていた点である。しかしその反面、3 非視覚的生活にとって重要な指標(盲導鈴、点字による指示、音声案内、誘導ブロックなど)の設置はほぼなく、4 場内に配置されているガイドは割り振られた「場内の情報提供」の役割にのみ注力しているため、5 観戦のためにガイドヘルパー等による支援や配慮が不可欠の空間でもあった。他方、野球観戦における本スタジアムのオリジナリティとしては、6 世界最大級といわれる大型ビジョン(=視覚情報)と座席ブロック毎に設置された総数約400のスピーカー(=音声情報)とが組み合わせられて、選手に関する詳細な情報や試合展開に合わせた音楽が場面別に発信されている点をあげることができるが、7 提供される情報の専門性が非常に高く、理解しようとするならば野球に関する深い造詣が必要となる上、8 大音量で中断なく続く音響演出には試合の経過説明やプレイの状況解説は含まれないので、場合によっては支援者には当事者の観戦の質を高めるための状況解釈や解説まで求められるのである。こうしたスタジアムの設えによって、求められる配慮の内容は具体的かつ明確に導出されはするものの、それは同時に当事者—支援者関係を「要望」を配受する(=一方向的な独話)関係に固定化してしまう可能性があることが分かった。以上を踏まえて、「様々な立場・状況の人と『ともに』スポーツを楽しめる環境」を実現するために重要な諸点(当事者—支援者による「双方向的な対話」を通じて探求しうる合理的配慮のあり方、それを下支えしうる制度やポジティブ・アクションのあり方)について議論したい。

「第3期スポーツ基本計画」の政策実施ネットワークの構築 — 「熟議」を視点に —

○有吉忠一（同志社大学） 横山勝彦（同志社大学）

キーワード：政策実施、政策過程、ネットワーク、対話、

1. 目的

2022年3月に第3期スポーツ基本計画が制定された。この政策体系は、①方針、②施策と目標、③事務・事業の3層構造である。それは、わが国におけるスポーツ政策の方向性が方針として示され、そのあとに東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けてなどの取り組むべき施策と目標があり、このタスクとして、東京大会を契機とした共生社会の実現などの事業から組み立てられている。

このスポーツ基本計画は、2021年4月以降、総会と基本計画部会からなる審議会を合計15回経て形成されたものである。この過程では、スポーツ団体、地方公共団体や経済団体などさまざまなアクターとネットワークを形成し、「不易と流行」を意識した精力的な審議がなされた。

次は、①人・もの・かねの行政資源の適正化をはかり、②政策を推進し、③施策を展開し、④事務・事業を実現させる、政策実施の過程となる。この過程が適切に実行されないと、政策評価や政策改善に適正さを欠き、今後のスポーツ政策にさまざまな影響を与えともいえる。

したがって本研究では、政策実施の過程を適切に進めるには、ネットワークの形成が必要であると仮説を立て、その事実確認をしたうえで、具体的なネットワークの形成について考察するものである。

2. 方法

まず、第3期スポーツ基本計画の政策実施の過程に関連する先行研究や資料から問題を整理する。次に、政策をめぐるネットワークを真山（1994）、政策の過程を中西（2012）に依拠し、政策実施の過程におけるネットワークの形成が必要であることを確認する。そのうえで、このネットワークの形成に資する熟議を視点に提言する。

3. 結果と考察

政策ガバナンスの観点からすると、基本計画の制定の審議・検討時間の短さ、審議クオリティの問題、関係団体のヒアリングやそのアクターの選考については、いわゆるアリバイ作りなどと多々指摘されているが、本研究は政策形成過程の議論であるので、ここでは特に言及しない。

そのうえで、中西（2012）は、全国の地方自治体の第1期基本計画の政策評価を行い、第2期基本計画を策定および実行している割合が16%しかないことを指摘している。このことは、政府の政策実施の過程が適切に行われていないことが影響した結果ともいえる。

谷垣・太田（2022）は、各地方公共団体においては、社会情勢や第3期スポーツ基本計画の新たな視点を踏まえ、計画の策定・実行がさらに推進されることが見込まれるとしつつも、これまで第2期基本計画を踏まえた計画の策定・改定に至らなかった地方公共団体も少なくなかったと指摘している。このことは、これまでと同様な政策実施の過程を踏めば、第3期も同じような結果になることを意味するものである。

松下（2023）は、第3期スポーツ基本計画では、例えば「10-40代女性のスポーツ促進」に取り組むべき課題の一つとしているが、そこには、女性が運動・スポーツにアクセスしやすくするために機会を提供し、少ない余暇時間の中でも運動・スポーツに取り組むことができる施策が必要であると指摘している。このことは、女性の現状と施策に乖離があることを意味し、この政策実施の過程でネットワークが形成されていないことを意味する。これらのことから、政策実施過程においては、国・中央行政と地方自治体やスポーツの現場とのネットワークの形成が十分とは必ずしもいえないことが確認される。

4. 提言

詳細は、研究発表当日に行うこととするが、対話の繰り返しがネットワークを形成することは言うまでもないことである。そこで、対話の繰り返しである熟議を採用することを提言する。

5. 結論

政策実施の過程に熟議を採用することは、ネットワーク形成の産物である信託による政策実施を可能とし、第3期スポーツ基本計画の実装を可能とする。

6. 主要参考文献

真山達志、『スポーツ政策論』、成文堂、編集委員 菊幸一、斎藤健司、真山達志、横山勝彦、3-17ページ、2011。

中西純司、「スポーツ政策とスポーツ経営学」、スポーツ経営学研究、第26巻、3-15ページ、2012。

明治期における相撲団体の興行団体から民法法人への転換

○楊紅梅（筑波大学大学院） 齋藤健司（筑波大学）

キーワード：明治期，相撲団体，興行団体，民法，法人

1. 研究の動機及び目的

明治維新以降，明治政府は不平等条約の改善と富国強兵を目指して，民法（旧民法），商法（旧商法）などを制定し，近代法治国家の構築を行った。そして，この明治初期に，江戸時代から存続してきた相撲団体である相撲会所は，この私法制度改革に対応して法律上の法人としての組織変革を迫られた。その結果，明治22(1889)年に東京大角力協会と改称し，大正14(1925)年に財団法人大日本協会として設立された。本研究は，相撲団体がこの日本の近代法制度改革の過程に対応して，どのような法律上の団体として再組織されたのかを明らかにすることを研究の目的とした。

2. 方法

本研究では，歴史的新制度論の方法に基づいて，日本の相撲団体と関係する法制度であると考えられる明治期の民法の法人及び商法の会社に関する法制度の形成の過程を明らかにしたうえで，これらの制度と相撲団体、特に相撲団体の規約等における団体の法的性格との関係を考察した。

3. 結果及び考察

日本においては明治初期に近代所有権及び近代土地所有権の確立のための改革が実行された後，明治19年に民法典の検討が始まり「ボアソナード法案」が作成された。そして，明治23年にボアソナード民法の施行が予定されたが，明治25年にボアソナード民法の施行が延期され，その後，明治26年に民法にドイツ型のパンデクテン方式が採用されることとなり，明治29年に民法の第一編総則・第二編物権・第三編債権が編纂され，明治31年に民法典が施行され，法人についても規定された。

これに対して，会社制度に関しては，明治初期には当初会社に関する法規定がなく，明治4年に大蔵省が「会社弁」「立会略則」を発行し，「組合」「社中」などの会社制度の原型となる仕組みを定めた。その後，明治5年に国立銀行条例が制定され，明治8年に会社条例案が検討された。さらに，明治14年に元老院は「会社並びに組合条例案」を作成した。そして，明治32年に商法が施行され，会社には準則主義が採用された。

相撲団体は，明治8年に高砂組の分裂対抗の事件などがあり，明治11年2月に警視庁から「角觥並行司取締規則及興行場取締規則」が公布され，「営業鑑札」を受ける「組合」として興行が許可された。このため，明治11年5月に相撲会所は「角觥営業内規則」を制定し，組合取締を規定し，興行団体として活動を行うことになった。さらに，明治19年には，この「角觥営業内規則」は「角觥仲間申合規則」に改正され，「会社」の役員としての「年寄」に関する規定を定めた。しかし，明治22年になると，「東京大角力協会申合規則」が制定され，相撲会所が東京大角力協会と「協会」に改称され，明治29年には，上記申合規則は「東京大角觥協会申合規約」と改正された。そして，明治42年に相撲国技館が開館すると，大正14年に大日本相撲協会は民法の第34条法人として設立された。

4. 結論

以上の民法、制度の形成の過程を分析すると，日本の相撲団体は，明治初期の民法及び商法に関する法制度の未整備の時期に，まず会社に準ずる興行団体として組織運営されたが，商法及び民法の検討，制定及び施行の時期に対応して，民法上の法人へと転換を図ったことが明らかとなった。日本の相撲団体は，相撲興行を営業する営利団体として法的な活動を明治初期に行っていたが，商法及び民法の制定時期に民法上の法人を選択し，財団法人化を行ったといえる。